

検察官の勤務延長の必要性についての令和元年10月末頃時点での考え方を改めることとした理由

令和2年4月16日  
法務省

法務省においては、検察官の定年引上げに関する検察庁法の改正案策定の過程において、昨年（令和元年）10月末頃時点では、退官や異動により補充すべきポストが一斉に生じるおそれがあるか否かという視点のみから検討し、検察官については、勤務延長及び役職定年の特例がなくとも、公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題が生じることは考え難いと結論付けていた。

しかしながら、検察庁法の改正を含む法律案の提出に至らず、本年の通常国会への提出までに時間ができたことから、昨年12月頃から、担当者において、改めて検討・作業等を行った。

その際、検察官に勤務延長は適用されないと従前の解釈を維持するのが妥当かという観点に立ち戻って検討を行った結果、

- (1) 国家公務員法に勤務延長制度が導入された昭和56年当時と比べ、例えば、国際間を含めた交通事情は飛躍的に進歩し、人や物の移動は容易になっている上、インターネットの普及に伴い、実際に人が移動しなくとも、各種情報の交換や諸々の手続などが簡単に行えるようになっているなど、社会経済情勢は大きく変化し、多様化・複雑化している
- (2) これに伴い、犯罪の性質も、例えば、海外に拠点を置いた国際的な組織犯罪や捜査手法に工夫を要するサイバー犯罪なども多く発生している状況にあり、複雑困難化している

というように、犯罪の捜査等に当たる検察官を取り巻く情勢は、昭和56年当時と比べ、大きく変化しており、検察官についても、業務の性質上、退職等による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずることが、一般的の国家公務員と同様にあると考えられたものである。